

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">貿易保険の保険料率等に関する規程</p> <p>平成 16 年 7 月 2 日 04-制度-00034 沿革 平成 16 年 7 月 16 日 一部改正 平成 17 年 3 月 16 日 一部改正 平成 17 年 4 月 4 日 一部改正 平成 17 年 4 月 18 日 一部改正 平成 17 年 7 月 13 日 一部改正 平成 17 年 9 月 16 日 一部改正 平成 18 年 3 月 22 日 一部改正 平成 18 年 10 月 2 日 一部改正 平成 18 年 10 月 20 日 一部改正 平成 19 年 2 月 27 日 一部改正 平成 19 年 3 月 22 日 一部改正 平成 19 年 6 月 21 日 一部改正 平成 19 年 7 月 20 日 一部改正 平成 20 年 3 月 14 日 一部改正 平成 20 年 9 月 19 日 一部改正 平成 20 年 12 月 24 日 一部改正 平成 21 年 2 月 10 日 一部改正 平成 21 年 3 月 19 日 一部改正 <u>平成 22 年 1 月 22 日 一部改正</u></p> <p>独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）における貿易保険の保険料率等を次のとおり定める。</p> <p>用語の定義 この規程において使用される用語の定義は、貿易保険法（昭和 25 年法律第 67 号）及び各約款によるもののほか、特に定義されている場合を除き次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) ~ (19) 略</p>	<p style="text-align: center;">貿易保険の保険料率等に関する規程</p> <p>平成 16 年 7 月 2 日 04-制度-00034 沿革 平成 16 年 7 月 16 日 一部改正 平成 17 年 3 月 16 日 一部改正 平成 17 年 4 月 4 日 一部改正 平成 17 年 4 月 18 日 一部改正 平成 17 年 7 月 13 日 一部改正 平成 17 年 9 月 16 日 一部改正 平成 18 年 3 月 22 日 一部改正 平成 18 年 10 月 2 日 一部改正 平成 18 年 10 月 20 日 一部改正 平成 19 年 2 月 27 日 一部改正 平成 19 年 3 月 22 日 一部改正 平成 19 年 6 月 21 日 一部改正 平成 19 年 7 月 20 日 一部改正 平成 20 年 3 月 14 日 一部改正 平成 20 年 9 月 19 日 一部改正 平成 20 年 12 月 24 日 一部改正 平成 21 年 2 月 10 日 一部改正 平成 21 年 3 月 19 日 一部改正</p> <p>独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）における貿易保険の保険料率等を次のとおり定める。</p> <p>用語の定義 この規程において使用される用語の定義は、貿易保険法（昭和 25 年法律第 67 号）及び各約款によるもののほか、特に定義されている場合を除き次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) ~ (19) 略</p>	

<p>保険料率</p> <p>[1] ~ [7] (略)</p> <p>[8] 海外投資(株式等)保険約款(以下「株式約款」という。)又は海外投資(不動産等)保険約款(以下「不動産約款」という。)に係る保険料率</p> <p>1 (略)</p> <p>2 割増・割引料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 被保険投資の相手方等又は被保険者が外国政府等と当該被保険投資の相手方等が行う事業その他被保険投資に関して権利・義務関係を規定する契約を締結する場合に、当該被保険投資の相手方が不動産、設備、原材料その他の物に関する権利、鉱業権、工業所有権その他の権利又は利益であって、事業の遂行上特に重要なもの(以下「重要資産等」という。)を外国政府等による当該契約の義務の不履行若しくはこれに反する行為によって侵害されたこととして、てん補の対象とする場合の割増保険料率は、上記1の基本保険料率に0.2%を加えた率とする。</p> <p>(2) <u>被保険投資の対象となる株式又は別に付した特約において重要資産等に含めた株式に質権が設定されている場合</u>(ただし、保険金請求時までには質権を消滅させることを条件としている場合又はこれと並行して貿易代金貸付保険若しくは海外事業資金貸付保険の被保険者が当該質権の質権者である場合を除く。)の保険料率は、上記1の基本保険料率(上記2(1)が適用される場合にあっては、2(1)において計算された率)に1.1を乗じて得た率とする。</p> <p>(3) ~ (5) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>[9] (略)</p>	<p>保険料率</p> <p>[1] ~ [7] (略)</p> <p>[8] 海外投資(株式等)保険約款(以下「株式約款」という。)又は海外投資(不動産等)保険約款(以下「不動産約款」という。)に係る保険料率</p> <p>1 (略)</p> <p>2 割増・割引料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 被保険投資の相手方等又は被保険者が外国政府等と当該被保険投資の相手方等が行う事業その他被保険投資に関して権利・義務関係を規定する契約を締結する場合に、当該被保険投資の相手方が不動産、設備、原材料その他の物に関する権利、鉱業権、工業所有権その他の権利又は利益であって、事業の遂行上特に重要なもの(以下「重要資産等」という。)を外国政府等による当該契約の義務の不履行若しくはこれに反する行為によって侵害されたこととして、てん補の対象とする場合の割増保険料率は、上記1の基本保険料率に0.2%を加えた率とする。</p> <p>(2) 被保険投資の対象となる株式に質権が設定されている場合(ただし、保険金請求時までには質権を消滅させることを条件としている場合又はこれと並行して貿易代金貸付保険若しくは海外事業資金貸付保険の被保険者が当該質権の質権者である場合を除く。)の保険料率は、上記1の基本保険料率(上記2(1)が適用される場合にあっては、2(1)において計算された率)に1.1を乗じて得た率とする。</p> <p>(3) ~ (5) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>[9] (略)</p>	
--	---	--

<p>その他</p> <p>[1] ~ [9] (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成 22 年 2 月 1 日から実施するものとする。</u></p> <p>別表第 1 ~ 第 4 (略)</p>	<p>その他</p> <p>[1] ~ [9] (略)</p> <p>別表第 1 ~ 第 4 (略)</p>	
---	--	--